令和3年5月19日

工事及び業務におけるWEB会議システムの積極的な活用について

1 適用範囲

県土整備部発注の全ての工事等

2 実施方法

(1) 対象とする打合せ

ア 工事

現場立会以外の打合せのうち、やむを得ない場合を除く全ての打合せ。

なお、受注者側の環境が整っていない場合はやむを得ない場合に該当するが、早期に環境を整えるよう要請すること。(環境を整えるための費用(通信機器のリース料等)は設計変更の対象となるので、その旨を受注者に伝えた上で要請すること。)

イ業務

業務着手時、成果品納入時以外の打合せのうち、やむを得ない場合を除く全ての打合せ。 ただし、受注者が希望する場合は、業務着手時、成果品納入時の打合せもWEB会議システムの利用を可能とする。

(2) 利用端末

ア 発注者側

- ① 「鳥取県オンライン会議専用ネットワーク運用管理要領」(令和2年12月22日一部改正) (以下「運用管理要領」という。)に定める専用ネットワーク回線。
- ② 技術企画課が配備している iPad、モバイルパソコン等の県庁ネットワーク外の回線を使用している端末。

イ 受注者側

端末等については特に定めない。

(3) 利用するシステム

ア 専用ネットワーク回線の場合

運用管理要領による。

イ 県庁ネットワーク外の回線を使用している端末の場合

LINE(※1)を除く無料ビデオ通話アプリ。

(県の主催、参加は問わない。有料アプリは使用不可。)

この場合も、鳥取県情報セキュリティ基本方針は遵守すること。

※1 令和3年3月23日付第202000336275号「「LINE」利用の一部停止について(通知)」が廃止され、LINEの使用が可能となるまでの間、使用しないこと。